



草加市監査委員告示第1号

監査の結果に関する報告について（公表）

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第1項及び第4項の規定に基づき実施した定例監査の結果に関する報告を同条第9項及び第10項並びに草加市監査基準（令和2年監査告示第4号）第17条の規定により、次のとおり公表する。

令和5年3月27日

草加市監査委員 中 村 幸 彦

草加市監査委員 佐 藤 憲 和

令和4年度定例監査 結果報告

草加市監査基準（令和2年監査告示第4号）に準拠した定例監査を実施しましたので、次のとおり報告します。

1 監査の種類

地方自治法第199条第1項及び第4項の規定による定例監査

2 監査対象部局

健康福祉部、教育委員会

3 監査対象事務

令和3年度及び令和4年度に執行された財務に関する事務とし、必要と認める場合は、令和2年度以前についても監査の対象としました。

なお、令和4年度については、原則として9月30日までに執行されたものとしました。

4 監査期間

令和4年7月19日（火）から令和5年2月17日（金）まで（講評を含む。）

5 監査の着眼点

「財務事務監査の着眼点」のとおり

6 監査の実施内容

草加市監査基準第10条の規定に基づき、監査対象の事務事業が、関係法令等に基づき適正かつ効率的に執行されているかを、関係諸帳簿及び証拠書類との照合並びに関係者からの事情聴取等、通常実施すべき監査手続により実施しました。

7 監査結果

(1) 健康福祉部

健康福祉部には、福祉政策課、生活支援課、長寿支援課、介護保険課、障がい福祉課、健康づくり課、保険年金課、新型コロナウイルス対策課及び臨時特別給付金室が置かれ、8課1室の体制となっています。

令和3年度の職員体制及び歳出決算額については、次の表のとおりです。

○職員数（令和4年3月1日時点）※水道事業・病院事業を除く

部局	人数
健康福祉部	179人
その他の部局	1,093人
全体	1,272人

○令和3年度歳出決算額（一般会計）

部局	歳出決算額
健康福祉部	26,501,893,002円
その他の部局	63,396,547,066円
全体	89,898,440,068円

○令和3年度歳出決算額（特別会計）

会計	歳出決算額
国保会計	21,806,998,316円
介護会計	16,192,142,162円
後期会計	2,815,434,836円
その他の特会	1,038,278,075円
全体	41,852,853,389円

健康福祉部は、福祉の分野及び健康・医療の分野を司る組織です。

福祉政策課においては、社会福祉に係る総合的な企画・調整のほか、社会福祉法人の設立認可、指導監査に係る事務及び成年後見制度利用促進に関する事務を担っています。

生活支援課においては、生活保護法の規定による生活保護の関連事務及び生活困窮者の自立支援に係る事務を行っています。

長寿支援課においては、高年者福祉の推進のほか、介護予防に係る地域支援事業に関する事務及び老人福祉法の規定による福祉の措置に関する事務を行っています。

介護保険課においては、介護保険被保険者の資格や保険料に関する事務、要介護認定に係る事務及び介護保険の給付に係る事務を行っています。

障がい福祉課においては、障害者福祉に係る企画・推進のほか、心身障害者福祉に関する事務、身体障害者福祉法及び知的障害者福祉法の規定による援護に関する事務を行って

います。

健康づくり課においては、市民の健康づくりに係る企画・推進のほか、地域医療・救急医療体制に関する事務及び保健センターの運営管理を行っています。

保険年金課においては、国民健康保険事業の企画・運営のほか、保険給付に関する事務、国民年金に関する事務及び後期高齢者医療に関する事務を行っています。

新型コロナウイルス対策課においては、新型コロナウイルス対策に係る国、県等からの情報収集のほか、新型コロナウイルスワクチン接種に関する事務を行っています。

臨時特別給付金室においては、臨時特別給付金の給付に関する事務を行っています。

令和3年度から令和4年度に執行された財務に関する事務について監査を実施したところ、概ね適正に執行されていると認められました。

しかし、一部に適正を欠くものが見受けられましたので、適切な措置を講じてください。

指摘事項

- ① 契約行為に係る事務手続について【福祉政策課、生活支援課、長寿支援課、介護保険課、障がい福祉課、健康づくり課、保険年金課、新型コロナウイルス対策課】

契約行為に係る事務手続において、決裁区分や文書の保存年限の誤り、契約金額の記載方法や契約手順の誤りのほか、予算を超過した金額での契約締結、仕様書等の添付漏れ、予算内定前の決裁行為、納品完了後の再発注等、一部改善を要する内容のものが見受けられました。

市が行う契約行為は、競争性及び透明性等を確保することが大原則であり、契約に係る法令を遵守することはもとより、市民への説明責任を果たすため、適正かつ正確な事務処理を行ってください。

- ② 日付の整合性について【福祉政策課、生活支援課、介護保険課、障がい福祉課、健康づくり課、保険年金課】

契約行為等に係る事務処理において、見積書等の提出日が提出期限を超過していると誤解されかねないものや、見積書等に記載された日付と収受日に不整合が生じているものが見受けられました。

書類における日付は、適正な手順を経て事務手続を行ったことを示す重要な根拠となりますので、時系列に照らし合わせ、不整合のないよう正確に事務処理を行ってください。

③ 予算の適正な執行について【福祉政策課】

消耗品の購入について、新年度に発注しているにも関わらず、旧年度の予算を支出しているものが見受けられました。

予算単年度主義の原則に反する予算執行は、市民への説明責任が果たせなくなりますので、適正な予算執行を行ってください。

④ 拾得物の管理について【健康づくり課】

実査を行った際、公金（つり銭）を保管する金庫内が整理されておらず、公金のほか、消耗品とともに現金の拾得物が保管されていました。拾得物について、所属長へ未報告だったため、把握がされておらず、管理体制が不十分である状況が見られました。適正な拾得物の管理を徹底してください。

(2) 教育委員会

教育委員会には、事務局として教育総務部が置かれ、総務企画課、学務課、指導課、教育支援室、子ども教育連携推進室、学校施設課、生涯学習課及び中央図書館に加え、小学校21校、中学校11校、奥日光自然の家、6つの公民館・文化センター及び歴史民俗資料館など多くの公共施設を所管しています。

令和3年度の職員体制及び歳出決算額については次の表のとおりです。

○職員数（令和4年3月1日時点）※水道事業・病院事業を除く

部局	人数
教育委員会	143人
その他の部局	1,129人
全 体	1,272人

○令和3年度歳出決算額（一般会計）

部局	歳出決算額
教育委員会	5,003,848,422円
その他の部局	84,894,591,646円
全 体	89,898,440,068円

教育委員会は、子ども教育、生涯学習及び人権教育を推進するための機関であり、教育

総務部が本市の教育行政に関する事務を統括する組織となっています。

総務企画課においては、教育行政の主要施策の企画・立案・総合調整及び推進、教育委員会規則等の制定改廃、予算の作成及び調整、学校予算の配当、委託その他の契約、入学準備金及び奨学資金の貸付けに関する事務などを行っています。

学務課においては、県費負担教職員の服務及び人事、学齢児童生徒の就学・入学・転学等の手続、学校保健衛生の計画及び推進、学校給食に関する事務などを行っています。

指導課においては、教職員研修や教育課程の編成及び管理を行い、国際理解教育をはじめとする各種教育の推進、生徒指導に関する事務などを行っています。

教育支援室においては、特別支援教育や教育相談などを実施し、子ども教育連携推進室においては、幼稚園・保育園・認定子ども園・小中学校と家庭・地域との連携の推進に努めています。

学校施設課においては、令和2年度より総務企画課から独立した組織として、学校施設の維持管理や大規模改修、奥日光自然の家に関する業務を行っています。

生涯学習課においては、生涯学習の企画及び推進のほか、公民館等社会教育施設の管理運営や社会教育関係団体の育成、文化財の保護、二十歳のつどいの実施、また中央図書館においては、図書館運営を柱に図書館資料の選定や整理・保存・利用に関する事務などを行っています。

令和3年度及び令和4年度に執行された財務に関する事務について監査を実施したところ、概ね適正に執行されていると認められました。

しかし、一部に適正を欠くものが見受けられましたので、適切な措置を講じてください。

指摘事項

契約行為における発注事務手続の不備について【小中学校、指導課、学校施設課、柿木公民館、谷塚文化センター】

契約行為における発注事務手続について、見積書の提出を受けてから発注までの期間が長期間空いているものや見積業者の検討が足りないもの、見積書の徴取方法が不適正なもの、一括して発注が可能な案件を複数の案件としているもの、法令に基づく契約書の締結が適正になされていないものが見受けられました。

市が行う契約行為は、競争性及び透明性等を確保することが大原則であり、契約に係る法令を遵守することはもとより、市民への説明責任を果たすため、適正かつ正確な事務処理を行ってください。

8 意見

(1) 健康福祉部

健康福祉部では誰もが健やかで安心して暮らすことができるよう、地域医療の確保や健康づくり、生活困窮者、障がいのある方や高齢者の支援、さらには新型コロナウイルス感染症対策として、ワクチン接種体制の構築や臨時特別給付金の支給など、幅広い事業を展開し市民の生活を支えています。

近年、新型コロナウイルスのまん延により、人と人の接触が制限されたことで地域のつながりの希薄化が進行したことや、一つの世帯に複数の課題が存在している状態、世帯全体が孤立している状態など、地域福祉のニーズはより複雑化・複合化しており、その対応が求められています。こうした状況に対応するため、令和4年度より重層的支援体制整備事業として、「困窮・障がい・高齢・子育て」を中心とした各分野の既存の相談支援事業等を活かしつつ、相談支援や地域づくり事業まで一体的に実施する体制づくりが進められています。

コロナ禍において、業務量が増加しながらも、各所属とも自らの役割を認識し、迅速かつ柔軟に業務を遂行しています。今回の監査では、文書作成の際、修正点や改善点をシステム上に残すことで、文書作成の過程が明瞭となり、情報共有が図られている事例が多数見受けられました。また、前回監査時に比べ不備の件数が減少しており、適正な事務を行おうとする姿勢や成果が見て取れました。こうした点は評価できる一方、前回監査時に改善を要望した、契約行為に係る事務手続の不備や日付の不整合については、今回も同様の事例が見られました。また、予算単年度主義の原則に反する予算執行等、一部適正を欠くものが見受けられましたので、市民への説明責任が果たせるよう、適正かつ正確な事務処理に努めてください。

急速な社会情勢の変化に伴う地域福祉ニーズに対応するためには、部内及び庁内の関係部局や外部機関との連携をさらに強化することが不可欠となります。そして、市民との対話を通じて多種多様なニーズを的確に把握し、健康・福祉分野の事業を着実に推進することで、乳児から高齢者まで「だれ一人取り残さない」福祉を目指し、「だれもが幸せなまち 草加」の実現に向け尽力されることを切に願います。

(2) 教育委員会

我が国の直面しているグローバル化やA I人工知能の進化、また人口構造の変化や少子高齢化などといった著しい変化に応じて、教育においても高度化、複雑化する諸課題への対応が迫られており、教育現場は大きな転換期を迎えています。

こうした大転換期の中、教育委員会では令和2年2月に策定した第三次草加市教育振興基本計画「笑顔かがやく草加教育プラン」の基本理念である「生きる力を共に教え育てる草加の教育」の実現を目指し、子ども教育、生涯学習、人権教育といった各分野に渡る施策における取組を展開し、幅広い業務を担っています。

業務範囲が多岐に渡る部局において効率的な事務を進めていくためには、所属間の密接な連携を行うことが不可欠であると思われませんが、独自に図式化した事務手順や作業しやすいように作成したフォーマットを教育委員会内で共有するなど、組織として適正な事務処理を行おうとする姿勢が感じられました。その反面、一つ一つの事務手続において日付や記載内容の不整合など、前回の監査結果において要望事項となっていた契約行為に係る事務手続の不備について今回も同様の事例が一部見受けられました。市の事業は市民からの税金によって賄われるものですので、事務処理の際は事務手順の確認はもちろん効率性や経済性といった観点からも内容の検討を十分に行った上で、市民への説明責任を果たせるよう努めてください。

全国的に教員の負担増が課題となっており、当市においても例外ではありませんが、長期化しているコロナ禍において模索しながらの教育指導、タブレット端末導入によるICT教育の取組など熱心にその務めを果たそうとしている様子が感じられました。一方でその多忙さが事務手続ミスの要因の一つとなっていることが推察されます。スクール・サポート・スタッフ等の活用により事務作業軽減を図っているものの、限られた予算の中で十分な人材の確保はまだまだ難しいところではありますが、事務作業の引継ぎを確実にかつ効率的に実施するなど可能なところから取り組むことによって、適正な事務処理につながるよう努めてください。

また、各施設の維持管理や設備の整備については、小中学校のエアコン等設置事業やトイレ環境改善整備事業を推進する中で教育環境の充実に大きく寄与していますが、施設の大半が老朽化していることから、頻繁なメンテナンスが必要な状況となっています。併せて予算の制約の中、優先順位を熟慮しながら修繕発注業務を実施し、さらに可能な限り職員の手により自ら修繕を行うなど工夫している様子がうかがえましたが、その対応については苦慮されていると見受けられました。

今後も限られた税収の中、事業費用の捻出や人員の確保は困難を極めると思われますが、特に法定点検結果への対応等市民の安全を守るため優先する必要があると思われるものは市全体として予算充当のあり方を検討するとともに、若い職員への技術継承を着実に行うことで、適正な施設の維持管理の確保に努めてください。

これからも教育を取り巻く環境は時代とともに変化することが予想されます。一層進み

ゆくグローバル化を見据え、確かな学力と世界につながる教育の充実が図られるよう、地域への貢献はもちろん国際的にも通用する次世代を担う人材の育成にまい進されることを切に願います。